

# 主任介護支援専門員 更新研修制度について

- ・ 主任更新研修に係る経過措置期間と受講対象年度について
- ・ 主任介護支援専門員の有効期間に関する考え方について
- ・ 主任介護支援専門員更新研修受講要件
- ・ 個別の受講要件について
- ・ 受講要件②の考え方
- ・ 主任更新研修受講にあたってのよくある質問

## 【主任更新研修に係る経過受講措置期間と受講対象年度について】

- 主任更新研修の受講については、原則、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

	主任研修の修了日	主任更新研修受講対象年度
経過措置期間	平成18年4月1日～平成24年3月31日	平成30年度(受付終了)
	平成24年4月1日～平成27年3月31日	平成30年度、平成31年度
経過措置外	平成27年4月1日～ (平成27年度以降に主任研修を修了した者の主任の有効期間は、主任の修了日から5年間となります。)	主任及び主任更新研修の修了証明書の有効期間からおおむね2年以内に満了する年度から受講可

※主任更新研修を受講した場合は、介護支援専門員更新研修（あるいは専門研修）の受講は免除されます。

### 【注意】

- 主任研修を受講しただけでは、介護支援専門員証の更新はされませんので、更新研修又は専門研修を受講する必要があります。
- 主任介護支援専門員を更新する場合は、主任更新研修を「主任介護支援専門員及び介護支援専門員証の有効期間内」に修了する必要があります。

# 主任更新研修修了後の主任介護支援専門員の有効期間の考え方

平成26年度までに主任研修  
を受講して主任となった者

**新たな主任の有効期間**  
主任更新研修修了日から5年間

- 主任更新研修修了時に①②のいずれかを行う。
- ①介護支援専門員証の有効期間を新たな主任の有効期間に置換える申請をする。(原則)
  - ②申出書の提出により介護支援専門員証の有効期間と主任の有効期間は別々に自己管理する。

➡ 4ページへ

平成27年度以降に主任研修  
を受講して主任となった者

**新たな主任の有効期間**  
主任研修修了日から5年を経過した日から5年間

- 手続きのタイミングが異なります。  
左記①の取扱いができない場合があります。

➡ 6ページへ

## 平成26年度までの主任研修修了者の 主任介護支援専門員の有効期間に関する考え方について

### 主任介護支援専門員更新研修受講後の手続き

- 更新手続きは、原則①とするが、主任更新研修修了時に、①、②のいずれかを選択し、更新手続きをする。

#### ① 主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、介護支援専門員証を交付する

⇒主任介護支援専門員更新研修修了者に係る介護支援専門員証交付申請書（様式第9号の2）により、主任更新研修の修了証明書の有効期間に置き換えて介護支援専門員証を交付する。

その場合、主任更新研修の修了日から、介護支援専門員証の有効期間は放棄することとなる。

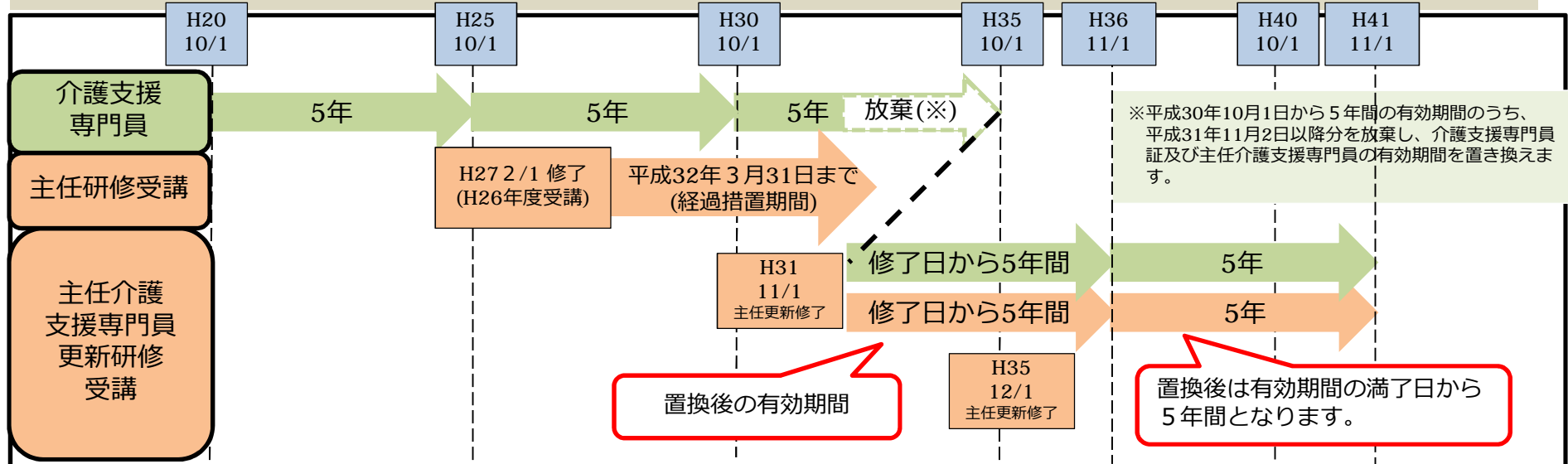
#### ② 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間の更新に係る申出書（様式第9号の3）を提出する ※ 介護支援専門員証と主任の有効期間を自己管理する

⇒主任更新研修の修了証明書の有効期間は自己管理し、介護支援専門員証の有効期間は、これまでどおり、介護支援専門員証の有効期間までに更新する。

# 【重要】主任介護支援専門員の有効期間に関する考え方について

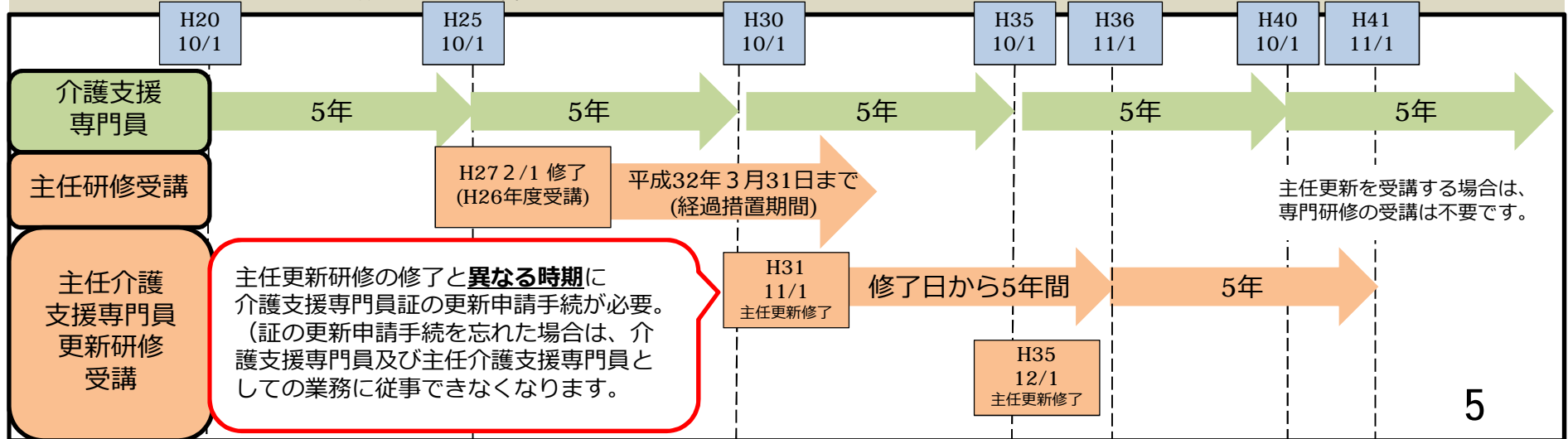
主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者の介護支援専門員証の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。

## 【原則】①主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、介護支援専門員証を交付する場合



## ②主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間の更新に係る申出書（様式第9号の3）を提出する場合

※ 介護支援専門員証と主任の有効期間を自己管理する場合



## 平成27年度以降の主任研修修了者の 主任介護支援専門員の有効期間に関する考え方について

平成27年度以降の主任研修受講者が主任更新研修を受講した場合は、新たな主任の有効期間は主任更新研修修了日から5年ではなく、主任研修の修了日から5年を経過した日から5年間の更新になります。(介護保険法施行規則第140条の66第1項1(3))

このため、主任更新研修受講後の手続きのタイミングが異なります。

### ○主任有効期間満了後に介護支援専門員証の有効期間が満了する方

#### ①主任の有効期間に介護支援専門員証の有効期間を置き換える場合(P7①)

主任の有効期間が満了する年の1月1日から主任の有効期間の満了日（以下「主任満了日」という。）まで（主任満了日が1月1日から1月31日までの方については、主任満了日の前年の12月1日から主任満了日まで）に介護支援専門員証の更新申請を様式9号の2により行ってください。

#### ②主任の有効期間に介護支援専門員証の有効期間を置き換えない場合(P7②)

主任更新研修修了時に様式9号の3により申出を行ってください。また、介護支援専門員証の更新時に通常どおり様式9号により介護支援専門員証の更新申請を行ってください。申出を行った場合には主任と介護支援専門員証の有効期間を別々に自己管理していただく必要がありますのでご注意ください。

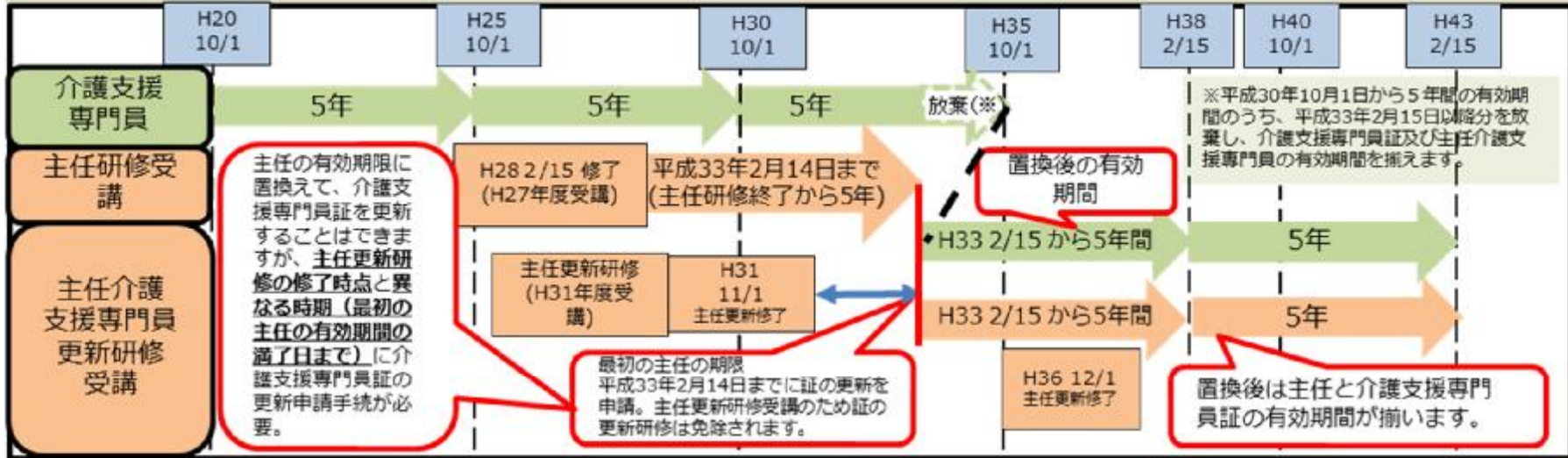
### ○主任有効期間満了前に介護支援専門員証の有効期間が満了する方(P8③)

主任と介護支援専門員証の有効期間を置き換える取扱ができません。介護支援専門員証の更新時に通常どおり様式9号により介護支援専門員証の更新申請を行ってください。主任と介護支援専門員証の有効期間は別々に自己管理していただく必要があります。

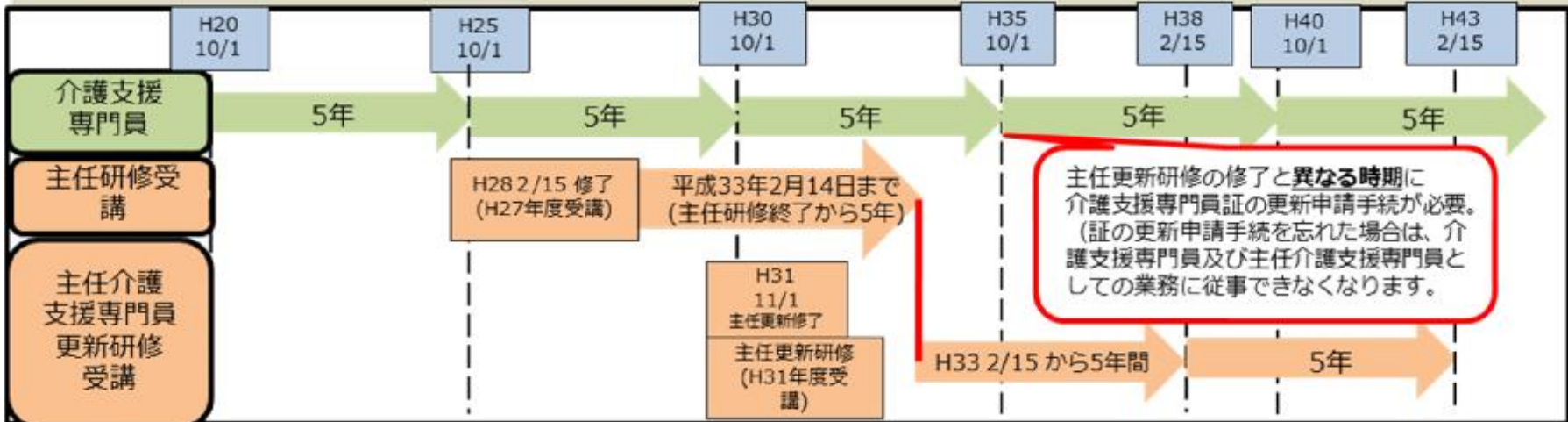
平成27年度以降の主任介護支援専門員研修修了者の有効期限の考え方

原則①。主任の有効期間と介護支援専門員証の有効期間の置換えを希望しない場合は、②のとおり。研修修了時に様式9号の3により申出てください。なお、③のとおり、証の有効期間満了が主任の有効期間満了より早く到来する方は全て②の取扱となります。ご了承ください。

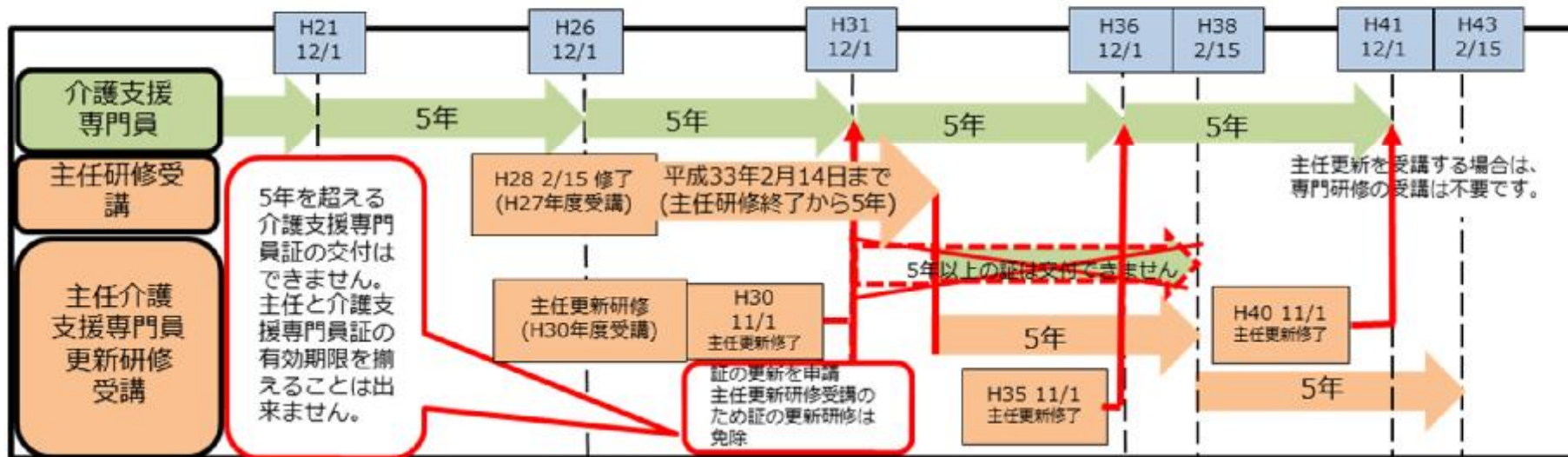
【原則】 ①主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、介護支援専門員証を交付。



②主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間の更新に係る申出書（様式第9号の3）を提出する場合  
 ※ 介護支援専門員証と主任の有効期間を自己管理する場合。



③平成27年度以降の主任介護専門員研修修了者で証の有効期間満了が主任の有効期間満了より早く到来する方は、証の更新時に有効期間5年を超える証を発行できないため、①の取扱はできません。主任と介護支援専門員証の有効期限はそれぞれ別々に管理してください。ただし、必ず証の有効期間が先に満了しますので証の有効期間内に次の主任更新研修を受講していただければ証の更新ができます。





# 主任介護支援専門員更新研修受講要件

次の①から⑦までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者
- ⑥ 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者
- ⑦ その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者

大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱  
(別添6) 主任介護支援専門員更新研修実施要綱より抜粋

## 【主任介護支援専門員更新研修の個別の要件について】

### 受講要件① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者

- ここでいう研修とは、法定研修（実務研修、更新研修等）に限る。  
また、主任介護支援専門員の有効期間内に講師をした証明書を提出すること。
- 法定外研修の講師やファシリテーターとして研修に参加した者は、②の要件に照らし、研修1回につき3時間を上限として、講師を行った時間分、研修を受講したものとみなす。この場合、研修実施団体からの依頼文、依頼に係る研修のカリキュラムを提出すること。  
ただし、同一内容の講義等を複数回実施する場合は、2回目以降は含まない。

### 受講要件③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者

- ここでいう研究大会等とは、介護支援専門員を対象とする学会、研究大会とし、全国又はブロック（近畿、東海、中国等のブロック）で開催されるもの。学会・研究大会カリキュラム、発表内容の抄録等の写しを提出すること。

### 受講要件⑥ 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者

- H28年度以降に実施された大阪府介護支援専門員実務研修の見学実習において、主任介護支援専門員として指導を行った場合は、受講者が持参した「様式4-①」または「様式B-2」を申込時に提出すること。なお、その場合は主任介護支援専門員の氏名、見学実習者の氏名等の記載があり、現に指導を行った主任介護支援専門員に限る。  
また、現在の主任の有効期間内に指導したものに限る。

### 受講要件⑦ その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者

- 大阪府が認める者については、現在のところ受講要件として想定するものはない。

## 受講要件② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する 法定外の研修等に年4回以上参加した者について

該 当 期 間	<b>平成29年度を起点</b> として、研修申込日までに <b>毎年4回以上</b> 、かつ、12時間以上の研修を受講する。（平成31年3月末申込みの場合は、平成29年度および平成30年度のいずれにおいても年4回以上、かつ、12時間以上の研修を受講すること。）※1
研修実施機関	都道府県・市町村・くすのき広域連合、地域包括支援センター、介護支援専門員に係る職能団体（支部も含む）、大阪府介護支援専門員法定研修の指定団体のみ（平成29年度以降に実施された受講要件の対象となる法定外研修は、大阪介護支援専門員協会のホームページで公開された「 <u>介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の掲示一覧</u> 」に掲載された研修IDのある研修のみが該当）
研 修 時 間	<b>研修1回あたりの時間数は、1時間以上</b> とすること ただし、 <b>毎年、4回以上、かつ、合計12時間以上</b> 受講すること
対 象 者	介護支援専門員であること
研 修 内 容	専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの （「専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの」に係る基準 参照）
修 了 確 認	研修主催者が受講者の出席状況を確認し、修了した者に「修了証」の発行、あるいは、「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の受講記録」への証明を行うこと
提 出 物	研修修了を確認するため、以下の書面の提出が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>「修了証」（研修IDがあるものに限る）</b></li> <li>・ <b>「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の受講記録」</b></li> </ul> ※「修了証」を添付する場合は、その内容について受講記録へ記入してください。その場合のみ受講記録への実施団体の「⑥実施機関確認者名」「⑦確認印」は不要です。 ※ 該当期間内に他府県等で法定外研修を受講した場合、研修内容の審査が必要ですので、「修了証」とともに、研修カリキュラム等の研修内容が確認できる書類を添付してお申し込みください。

※1 該当期間に係る申し込み内容の詳細については、異なる場合があります。受講者募集時に大阪介護支援専門員協会のホームページを確認してください。

## 【受講要件②の考え方】

### 主任更新研修受講後の法定外研修の受講について

受講要件：**平成29年度**を起点として、研修申込日までに**毎年4回以上、かつ、12時間以上**の研修を受講する。

なお、主任研修、主任更新研修を受講した年度においては、法定外研修の受講は要しない。

#### 《例》

ケース1：平成31年3月末に平成31年度主任更新研修を申し込み、2022年3月末に次回2022年度の主任更新研修を申し込む。

期間	29年4月～ 30年3月末	30年4月～ 31年3月末 <small>30年度末月申込</small>	31年度受講	2020年4月～ 2021年3月末	2021年4月～ 2022年3月末 <small>2021年度末月申込</small>	2022年度受講	2023年4月～ 2024年3月末
法定外研修 の受講等	4回、かつ、 12時間以上	4回、かつ、 12時間以上	主任更新受講年	4回、かつ、 12時間以上	4回、かつ、 12時間以上	主任更新受講年	4回、かつ、 12時間以上
	平成29年4月～ 平成30年3月末	平成30年4月～ 平成31年3月末 申込期限までに 受講が必要	研修期間及び研 修受講後の研修 の属する年度は 受講不要	<b>研修受講の翌年度 から受講が必要</b>	2021年4月～ 2022年3月末申 込期限までに受 講が必要	研修期間及び研 修受講後の研修 の属する年度は 受講不要	<b>研修受講の翌年度 から受講が必要</b>

ケース2：平成31年3月末に平成31年度主任更新研修を申し込み、2023年3月末に次回2023年度の主任更新研修を申し込む。

期間	29年4月～ 30年3月末	30年4月～ 31年3月末 <small>30年度末月申込</small>	31年度受講	2020年4月～ 2021年3月末	2021年4月～ 2022年3月末	2022年4月～ 2023年3月末 <small>2022年度末月申込</small>	2023年度受講
法定外研修 の受講等	4回、かつ、 12時間以上	4回、かつ、 12時間以上	主任更新受講年	4回、かつ、 12時間以上	4回、かつ、 12時間以上	4回、かつ、 12時間以上	主任更新受講年
	平成29年4月～ 平成30年3月末	平成30年4月～ 平成31年3月末 申込期限までに 受講が必要	研修期間及び研 修受講後の研修 の属する年度は 受講不要	<b>研修受講の翌年度か ら受講が必要</b>	2021年4月～ 2022年3月末	2022年4月～ 2023年3月末 申込期限までに 受講が必要	研修期間及び研 修受講後の研修 の属する年度は 受講不要

※上記は(例)です。主任更新受講の対象年度はホームページで確認してください。

## 主任更新研修受講にあたってのよくある質問

	質 問	回 答
1	主任研修の修了証明書を失くしたため、修了した日が分からない。	修了証明書の再交付は行っておりません。介護支援専門員協会では「修了証明書交付証明書」を申請することができます。介護支援専門員協会にご確認ください。
2	自分が次にどの研修を、いつ受講したらいいか分からない。	ご自身の研修履歴、ケアマネ証の有効期間等を確認のうえ、大阪介護支援専門員協会の窓口へお越しください。
3	主任の経過措置期間中で、すでに更新研修を受講し、ケアマネ証の更新が出来る状態だが、その場合主任はどのようになるのか。	主任を継続する場合は、主任の有効期間満了日までに主任更新研修を受講する必要があります。主任更新を受講した場合のケアマネ証の更新は、「主任の有効期間に置き換えて交付する」か「ケアマネ証の有効期間からケアマネ証を更新し、主任の有効期間は自身で管理する」かいずれかを選択していただきます。
4	主任の有効期間までに主任更新研修を終えられないのだが、主任は継続したい。どのようにすれば良いか。	主任の有効期間内に主任更新を受講できなかった場合は、主任ケアマネではなくなります。主任ケアマネとして従事する場合は、主任の有効期間の満了後、ケアマネ証の有効期間内に、主任研修を受講する必要があります。
5	他府県で主任更新研修を受講した場合は、どのように対応すれば良いか。	修了後、ただちに大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ（06-6944-6656）にご連絡ください。その上で、今後の手続きについてご説明します。
6	他府県で主任更新研修を受講したい場合は、どのようにすれば良いか。	まず、受講したい都道府県に確認し、受講要件等を満たしているか確認してください。その上でお申し込みいただき、大阪府にご連絡ください。（Q5参照） また、受講地変更願については、大阪府のホームページからご覧いただくことができます。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/jukouti.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/jukouti.html</a> なお、 <u>受講地変更は、やむを得ない事情がある場合に限り</u> ます。

7	他府県から登録移転し、大阪府に登録を移すのだが、主任更新は大阪府で受講できるのか。	受講要件等については、従前の都道府県、または、大阪府の受講要件を満たす必要があります。登録移転した期日によって異なりますので、大阪府に確認してください。（Q5参照）
8	平成27年度以降に主任研修を受講した場合の介護支援専門員証の有効期間及び更新後の手続きはどのようになるのか。	P6~8を参照してください。 平成27年度以降に主任研修を受講した場合は、主任研修の修了日から5年ごとに主任の有効期間の更新が必要です。主任更新研修を修了した後、元の主任の有効期間に応じて、ケアマネ証の更新手続きを行ってください。原則はケアマネ証は主任の有効期間に置き換えて交付し、主任の有効期間とケアマネ証の有効期間をそろえることができます。ただし、申出によってケアマネ証の有効期間からケアマネ証を更新し、主任の有効期間は自身で管理することも出来ます。 また、主任の有効期間よりも先にケアマネ証の有効期間が満了する場合は、原則の取扱いができませんのでご了承ください。
9	受講要件②「法定外の研修等に年4回以上の参加」は、いつを起点にして、毎年の受講が必要か。	毎年4回以上の参加が必要です。また、主任更新受講後については、修了の翌年度から起算します。（P12参照）
10	受講要件②「法定外の研修等に年4回以上の参加」について、どこを見れば研修が行われているのか。	大阪介護支援専門員協会のホームページに法定外研修に関する掲示板がありますので、そこからご確認ください。また、原則、こちらに掲載された研修だけが受講要件②に該当する研修となります。 <a href="https://www.ocma.ne.jp/houteigai/">https://www.ocma.ne.jp/houteigai/</a>
11	受講要件②「法定外の研修等に年4回以上の参加」について、入院等のやむを得ない事情がある場合はどうなるのか。	やむを得ない事情がある場合は、当該年度以外の年度で、受講できなかった回数・時間の研修を受講するようにしてください。また、その場合は、事前に研修の実施団体に相談するようにしてください。
12	受講要件②「法定外の研修等に年4回以上の参加」について、本来受講しなければならない年に、4回以上、12時間以上の研修を受講できなかったがどうすればよいか。	原則、毎年、年4回以上、かつ、12時間以上の研修を受講してください。ただし、受講できなかった場合は、年平均で4回以上、かつ、12時間以上の研修を受講してください。
13	受講要件⑤「地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者」について、研修申込時に地域包括支援センターで勤務していなければ、受講要件に満たされないのか。	研修申込時に地域包括支援センターで勤務していなければ、受講要件に満たされません。
14	受講要件⑥「実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員」については、更新までの期間に1度でも指導した実績があれば、受講要件を満たされるのか。	平成30年度現在のところ、主任の有効期間内に1回指導していれば受講要件として満たされます。 制度の見直しにより、今後変更される可能性があります。